

愛媛県福祉サービス第三者評価機関認証要領実施細則

愛媛県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「認証要領」という。）の実施細則を次のように定める。

（法人格）

第1条 認証要領第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等営利法人等をいい、法人の形態は問わない。

（代表者等が関係するサービス事業者）

第2条 認証要領第2条第3号イに規定する「代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者」とは、次に掲げるものをいう。なお、各号中「所属」とは、代表者や理事、役員であること、又は常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- （1）評価機関の代表者、理事、役員等が現在所属する又は以前所属していた法人が経営する施設及び事業所
- （2）評価機関の代表者、理事、役員等の4親等以内の親族が、現在代表者、理事、役員等である法人が経営する施設及び事業所
- （3）評価機関の代表者、理事、役員等の4親等以内の親族が、現在所属する施設及び事業所

（評価機関が関係するサービス業者）

第3条 認証要領第2条第3号ウに規定する「評価機関が関係するサービス事業者」とは、評価機関が、直接経営する事業所のほか、コンサルタント、会計事務、調理業務等を通じて現在経営等に関係しているか、又は過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設及び事業所をいう。

（資格等）

第4条 認証要領第2条第4号アに規定する業務、資格等は、次のとおりとする。

- （1）「組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」
 - ① 「組織運営管理業務」とは、概ね10人以上の組織を管理・統括する業務をいう。
 - ② 「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、社会保険労務士等社会福祉事業の経営を行ううえで必要かつ専門的な知識を有し、当該業務を3年以上経験している者をいう。
- （2）「福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」
 - ① 「有資格者」とは次の者をいう。
 - a 社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士、医師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、栄養士
 - b a以外の資格で、県がこれと同等と認める資格を有する者
 - ② 「学識経験者」とは、大学、短期大学、専門学校、高等学校において、福祉、医療、保健分野に関する教育・研究に3年以上従事している者をいう。
 - ③ 「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、福祉分野の行政職員、

社会福祉協議会その他福祉団体等の常勤職員として、３年以上福祉サービスに係る指導、研修、助言等に関する業務に携わった経験を有する者をいう。

(評価調査者が関係する事業者)

第５条 認証要領第２条第４号オに規定する「自らが関係する事業所」とは、次の各号をいう。なお、各号中「所属」とは、代表者や理事、役員であること、又は常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- (１) 評価調査者が現在所属する又は以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所
- (２) 評価調査者の４親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所
- (３) 評価調査者の４親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所

附 則

この実施細則は、平成１９年３月２６日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成２２年４月１日から施行する。